

北海道立生涯学習推進センター職員の講師派遣に関する取扱要領

(平成17年3月4日所長決定)

[改正] 平成23年6月1日

1 目的

この要領は、生涯学習・社会教育に関する研修会や会議等（以下「研修会等」という。）を主催（主管）する関係機関及び団体等（以下「関係機関等」という。）から、北海道立生涯学習推進センター（以下「生涯学習推進センター」という。）職員を講師等として派遣を求める申請があった場合、当該申請に応じて職員を派遣する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

2 派遣の基準等

講師等として職員を派遣する基準等は、次のとおりとする。

(1) 対象事業

ア 総合振興局又は振興局管内規模以上の研修会等とする。ただし、市町村・市町村教育委員会が主催（主管）する調査・研究及び指導者の養成に関する研修会等の場合で、特に、指導・助言の必要があると認めるものを含める。

イ その他所長が必要と認めるものとする。

(2) 承認の要件

ア 営利を目的とし、又は営利的意図がないこと。

イ 教育の政治的又は宗教的中立性を侵すおそれがないこと。

ウ 公序良俗に反し、又はそのおそれがないこと。

エ 社会性・公益性を有すること。

(3) 旅費の負担等

職員の派遣に要する旅費は、原則として、派遣を申請する者が負担するものとする。ただし、謝金及び謝金に類するものは授受しない。

(4) 派遣の条件

第1号に該当する事業に職員を派遣する場合にあっては、原則として、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和23年法律第178号）（以下「祝日法」という。）並びに12月29日から翌年の1月3日までの年末年始の休日（祝日法による休日を除く。）を除くものとする。

3 派遣申請の手続

派遣を申請する場合の手続は、次によるものとする。

(1) 派遣を要する日前1月までに、電話等により事前協議を行うものとする。

(2) 事前協議終了後、原則として、研修会等実施日前20日までに、「北海道立生涯学習推進センター職員の講師派遣申請書」（別紙様式）に事業実施計画書等の関係資料を

添付の上、生涯学習推進センター所長に提出しなければならない。

- (3) 前号の規定による申請については、北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年北海道条例第4号）第3条及び北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第5号）第4条の規定の例によるものとする。

4 派遣の承認

生涯学習推進センター所長は、前項第2号の申請書等を審査し、当該事業が生涯学習を推進する有志指導者の養成及び生涯学習関係職員等の資質向上等、生涯学習・社会教育の推進に資するものであると認めるときは、派遣を承認するものとする。

5 申請書の記載事項の変更

派遣の承認を受けた関係機関等は、申請書等の記載事項に変更があったときは、生涯学習推進センター所長に速やかに報告するものとする。

6 派遣承認の取消し

派遣を承認した後において、第2項第2号の規定に反すると認められた場合には、承認を取消すものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日）

この要領の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月1日道生セ第108号）

この要領の一部改正は、平成23年6月1日から施行する。